

令和8年度朝日町国民健康保険健康づくり事業実施要領

1. 目的

国民健康保険の被保険者が健康で生きがいのある生活を送り、積極的に社会参加できるように、健康保持に着目した保険事業推進を目的として助成支援を行います。

2. 対象とする事業

- (1) 地区住民の参加による健康づくり事業

3. 助成対象団体

- (1) 区又は自治公民館
- (2) 区の連合又は自治公民館の連合
- (3) 町立公民館

4. 助成金の交付基準

- (1) 区又は自治公民館 令和8年4月1日現在の区の世帯数（住民基本台帳）

区 分	助成額
30世帯以下	15,000円
31世帯から50世帯以下	20,000円
51世帯から80世帯以下	25,000円
81世帯から100世帯以下	30,000円
101世帯以上	35,000円

- (2) 区の連合又は公民館の連合 健康福祉課保健医療係と協議してください。
- (3) 町立公民館 1事業あたり200,000円を限度とします。
※事業を複数実施する場合であっても、原則1回限りの助成とします。
※助成金は、交付決定後に交付いたします。

5. 助成金の使途

- (1) 交付決定された事業における参加者への賞品代として活用してください。
ただし、酒類は不可とします。

6. 事業実施にあたっての関係書類

- (1) 事業計画書（様式第1号）別途定める期日まで提出してください。
- (2) 交付決定通知書（様式第2号）役場より申請区へ
- (3) 実績報告書（様式第3号）事業終了後30日以内に提出してください。

7. 交付決定後に事業を中止する場合

やむを得ず事業を中止する場合は、速やかに町に連絡し、助成金の返還をお願いします。